備考１　「Ａ４機」、「Ｂ４機」、「Ａ３機」及び「Ａ３Ｙ機」とは、それぞれA四判の短辺、B四判の短辺、A三判の短辺及びA三判の長辺を最大通紙幅とする複写機をいう。

備考２　「複写速度」とは、A四判普通紙へ連続複写を行った場合の１分当たりの複写枚数とする。

⑵　製造事業者等は、目標年度（平成29年４月１日に始まり平成30年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する複写機のエネルギー消費効率を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した値が同表の右欄に掲げる数値を上回らないようにすること。

区分			基準エネルギー消費効率
区分名	複写機の種別	複写速度	
1	Ａ４機	毎分13枚以上20枚以下	17
2		毎分21枚以上30枚以下	69
3		毎分31枚以上40枚以下	88
4		毎分41枚以上50枚以下	123
5		毎分51枚以上60枚以下	144
6		毎分61枚以上70枚以下	180
7		毎分71枚以上80枚以下	200
8		毎分81枚以上85枚以下	258
9	Ｂ４機	毎分13枚以上20枚以下	20
10		毎分21枚以上30枚以下	85
11		毎分31枚以上40枚以下	108
12		毎分41枚以上50枚以下	151
13		毎分51枚以上60枚以下	176
14		毎分61枚以上70枚以下	221
15		毎分71枚以上80枚以下	246
16		毎分81枚以上85枚以下	317
17	Ａ３機	毎分13枚以上20枚以下	55
18		毎分21枚以上30枚以下	99
19		毎分31枚以上40枚以下	125
20		毎分41枚以上50枚以下	176
21		毎分51枚以上60枚以下	205
22		毎分61枚以上70枚以下	257
23		毎分71枚以上80枚以下	286
24		毎分81枚以上85枚以下	369
25	Ａ３Ｙ機	毎分13枚以上20枚以下	77
26		毎分21枚以上30枚以下	139
27		毎分31枚以上40枚以下	175
28		毎分41枚以上50枚以下	246
29		毎分51枚以上60枚以下	287
30		毎分61枚以上70枚以下	383
31		毎分71枚以上80枚以下	433
32		毎分81枚以上85枚以下	483

備考１　「Ａ４機」、「Ｂ４機」、「Ａ３機」及び「Ａ３Ｙ機」とは、それぞれA四判の短辺、B四判の短辺、A三判の短辺及びA三判の長辺を最大通紙幅とする複写機をいう。

備考２　「複写速度」とは、A四判普通紙へ連続複写を行った場合の１分当たりの複写枚数とする。

２　表示事項等

２－１　表示事項

複写機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　区分名

ハ　複写速度

ニ　エネルギー消費効率

ホ　製造事業者等の氏名又は名称

２－２　遵守事項

⑴　複写速度は、A四判普通紙への連続複写を行った場合の１分当たりの複写枚数を整数で表示すること。

⑵　エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をワット時単位で整数で表示すること。

⑶　２－１に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所に記載して行うこと。

３　エネルギー消費効率の測定方法

⑴　エネルギー消費効率は、次の式により算定したものとすること。

$$E=(A+7\times B)\div 8$$

この式において、E、A及びBは、次の数値を表すものとする。

E：エネルギー消費効率（単位　ワット時）

A：電源入力後の１時間における消費電力量（単位　ワット時）